

シャコガイ類の禁漁が解禁！

でも

シャコガイ類は、
漁業権の対象種です。

- ☑ 一般の方は、禁漁期間外であっても獲ることはできません。
- ☑ 獲った場合は、漁業法第195条により漁業権者から告訴される可能性があります。
(罰則：100万円以下の罰金)

漁業者も沖縄県漁業調整規則による決まりを遵守し、シャコガイ類の資源を守っています。

禁漁期間：毎年6月1日～8月31日
殻長制限：決められた殻長より小さいものは採捕禁止(周年)
(ひめじゃこ：8cm)、(しゃごう：15cm)
(ひれじゃこ：20cm)、(ひれなしじゃこ：30cm)
(しらなみ：15cm)、(とがりしらなみ：15cm)

殻長

【問合せ先】 八重山漁業協同組合 ☎82-2448

